

河川敷地占用許可準則の見直しに係る  
パブリックコメントの実施結果について

河川敷地占用許可準則の見直しに係るパブリックコメントの実施結果について

1. 意見募集期間 平成16年8月13日～9月12日の1ヶ月間
2. 意見提出人数 3名
3. 意見総数 10件(2名が複数の意見を提示)
4. 意見の概要

	準則(案)関連条項	意見の概要	対応
1	準則第五 (占用許可の基本方針)	占用許可を行おうとする場合の意見聴取対象者に環境NGO、環境保全モニターを加える。	環境NGO等の範囲が必ずしも明確でないこともあり、占用の許可に当たっては、準則第五第二項において、地域の意見を代表して市町村の意見を聴くこととしている。
2	準則第六 (占用主体)	河川の賑わいを創出するために活動する次の団体を占用主体と認める。 ・河川管理者、地方公共団体等で構成する協議会が認める民間事業者 ・特定非営利活動法人 ・まちづくりやコミュニティ活動、芸術文化等の河川の賑わいの創出に寄与する活動を行う任意団体	ご提案の民間事業者等について占用主体としてどこまで認められるか、また、地域における合意形成の仕組みのあり方などについての検討が必要であるため、社会実験の中で検証していきたい。
3	準則第七 (占用施設)	河川の賑わいを創出するために設ける次の施設を占用施設と認める。 ・船上イベント施設等(1ヶ月以上停泊させるもの) ・売店及び船上イベント施設等と一体をなす広告設備、日よけ・ベンチ等、テーブル・椅子、看板、照明・音響施設、供給処理施設(設備を備えた建物をも含む。)、係留施設等 ・地域づくりに資する売店(周辺の商業施設の有無は問わない)  自然環境保全・再生の観点からラジコン飛行機滑空場は認めない。	ご提案の船上イベント施設等の相当規模のものを停泊させることについて、どのような形態のものであれば治水上又は利水上の支障とならないものであるかについて検討する必要があるため、社会実験の中で検証していきたい。 また、周辺に商業施設がない地域における地域づくりに資する売店については新たに認めることとするが、周辺に商業施設がある地域については、出店についての調整の方法等地域の合意が十分に図られる仕組みとしてどのようなものが適当であるかなどについて検討が必要であるため、社会実験の中で検証していきたい。 環境との調整についての基準など占用許可の基準に照らし、個別に対応すべきものと考えている。

	準則（案）関連条項	意見の概要	対応
4	準則第八 （治水上又は利水上の 基準）	河川区域内における樹木の植樹等に係る基準に おいて外来種・園芸種を削除する。	「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準」 においても、良好な河川環境が保全されることを 基本方針としている。また、外来種等についても、 生物の多様性の保全等の観点から在来河川の生態 系等への影響を考慮し適切な対応を図ることは重 要と認識し、必要な対策等を実施しているところ。 なお、同基準に係る別表については、外来種法 及び同付帯決議の趣旨に沿い、現在改定に向け検 討を進めている。
5	準則第十 （河川整備計画等との 調整についての基準）	河川における自然保全・再生の観点から河川整 備計画等を充実させる。準則においてもゾーニン グ化の重視の視点を記述する。	河川整備計画等におけるゾーニングについては 鋭意推進しているところであるが、個々の河川の 特性や状況により必ずしも全ての河川においてゾ ーニングができていくわけではない。この状況を 踏まえ、この答申（案）において、「河川敷地の 利用に係るゾーニング等の計画を定め、これらの 計画に沿って河川環境の保全に一層努めること」 としたところである。なお、ゾーニングがなされ たものについては、占用許可にあたって、ゾーニ ングを含む同計画等に沿ったものとするとな っている。
6	準則第十三 （占用の許可の内容、 条件、監督処分等）	占用許可の条件の例示に「生物多様性の確保」 を追加する。	個々の河川の特性や占用形態等を踏まえ、個々 の河川において必要に応じて生物多様性の確保等 に配慮し、占用許可を行うなど個別に対応するこ ととしたい。
7	準則第十六 （包括占用の許可）	河川事業を行うPFI法によるSPC（特定目 的会社）を包括占用の占用主体に追加する。	今回広げることになる公益法人その他これらに 準ずる者にPFI法によるSPC（特定目的会社） も含まれ得るものと考えている。
8	準則第十八 （包括占用区域の施設 設置者による利用）	河川の賑わいを創出するために活動する次の団 体を施設設置者として認める。 ・河川管理者、地方公共団体等で構成する協議 会が認める民間事業者 ・特定非営利活動法人 ・まちづくりやコミュニティ活動、芸術文化 等の河川の賑わいの創出に寄与する活動を行う 任意団体	ご提案の民間事業者等について占用主体として どこまで認められるか、また、地域における合意 形成の仕組みのあり方などについての検討が必要 であるため、社会実験の中で検証していきたい。

その他社会資本整備審議会答申（案）に対する意見が1件ありました。